

神崎市公告第45号

令和4年度 神崎市臨時的任用職員の採用試験公告

神崎市職員の任用に関する規則（平成18年規則第25号）に基づき、臨時的任用職員の採用を行います。

なお、選考方法は書類選考及び面接等とします。

令和4年8月8日

神崎市長 内川 修治

1 採用の区分及び採用予定人員

臨時的任用職員（社会福祉士又は主任介護支援専門員）1人

任用期間

令和4年9月1日から令和5年2月28日まで

ただし、勤務成績により6ヶ月以内の更新ができるため、最長で令和5年3月31日まで。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人

- (1) 社会福祉士資格所持者又は令和4年8月31日までに同資格取得見込みの人
- (2) 主任介護支援専門員の資格を有する人（令和5年3月31日までの有効期間を有すること）

ただし、次の各号に該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 神崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の日時、会場、方法及び合格者発表

(1) 選考実施

ア 日時 令和4年8月26日（金曜日）15時00分集合

イ 会場 神崎市神埼町鶴3542番地1
神崎市役所 本庁 2階会議室

ウ 方法 書類選考及び面接等

(2) 合格者発表

令和4年8月下旬(予定)に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までとします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うことになります。

5 給与

給料は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき、初任給189,300円を支給します。なお、給料のほか、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※給与については、条例改正により変わる場合があります。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書及び試験案内

① 直接請求する方法

神崎市役所総務企画部総務課人事係(本庁3階)で配布します。

配布時間は午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日除く)

② 郵送で請求する方法

受験申込書類を郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず120円(返信を速達で希望される場合は400円)切手を貼った「宛先明記」の返信用封筒(角型2号)を同封のうえ神崎市役所総務企画部総務課人事係に請求してください。

③ ホームページからのダウンロード

神崎市ホームページ(<http://www.city.kanzaki.saga.jp/>)から、次のファイルをダウンロードできます。

受 験 申込書類	○神崎市臨時的任用職員採用試験受験申込書 ○神崎市臨時的任用職員採用試験自己PRシート
-------------	--

(2) 受験申込書類及び資格、免許の証明

- 提出書類 ① 神崎市臨時的任用職員採用試験受験申込書 1部
② 神崎市臨時的任用職員採用試験自己PRシート 1部
③ 〈社会福祉士〉社会福祉士登録証の写し 1部
〈主任介護支援専門員〉介護支援専門員証及び主任介護支援
専門員研修修了証明書の写し 1部

(3) 受付期間

令和4年8月8日(月曜日)から8月22日(月曜日)まで、土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送による場合は、締切日の消印のあるものまで受け付けます。

7 書類提出・問い合わせ先

〒842-8601

神崎市神埼町鶴3542番地1

神崎市役所 総務企画部 総務課人事係

TEL 0952-37-0100(直通)